



4 食生第 9 号
4 健増第 16 号
令和 4 年（2022 年）4 月 7 日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

「食品表示基準の一部改正について」(通知)

このことについて、令和 4 年 3 月 30 日付け消食表第 128 号により、消費者庁次長から別添写しのとおり、通知がありましたので、御了知いただくとともに、関係事業者への周知について御配慮願います。

改正後の「食品表示基準について」本文については以下の URL から確認をお願いします。

【食品表示基準について】消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長) 久保田耕史 (担当) 荒川知幸
直通電話 026-235-7155
FAX 026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康増進課 食育・栄養係
(課長) 久保田敏広 (担当) 牧野光沙
直通電話 026-235-7116
FAX 026-232-7170
E-mail kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

消食表第 128 号

令和 4 年 3 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

「食品表示基準について」（平成27年 3 月 30 日付け消食表第139号消費者庁次長通知）における「別添 栄養成分等の分析方法等」では、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第 9 第 3 欄に掲げる栄養成分等の測定及び算出の方法（以下「分析方法等」という。）について、詳細を定めています。この度、文部科学省の日本食品標準成分表 2020年版（八訂）が公表され、新たな栄養成分等の分析方法等が追加されたこと等を踏まえ、消費者庁において「食品表示基準における栄養成分等の分析方法等に係る調査検討事業」を実施し、関係法令等の改正の要否等の議論を行った結果、分析方法等について、追加や修正を行うこととしました。

つきましては、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。



4食生第10号

4健増第17号

令和4年(2022年)4月7日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長

(公印省略)

「食品表示基準 Q&A」の一部改正について(通知)

このことについて、令和4年3月30日付け消食表第130号により、消費者庁食品表示企画課長から別添写しのとおり、通知がありましたので、御了知いただくとともに、関係事業者への周知について御配意願います。

改正後の「食品表示基準 Q&A」は、消費者庁ウェブサイトに掲載されています。

【食品表示基準について】消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#laws

食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長) 久保田耕史 (担当) 荒川知幸
直通電話 026-235-7155
FAX 026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康増進課 食育・栄養係
(課長) 久保田敏広 (担当) 牧野光沙
直通電話 026-235-7116
FAX 026-232-7170
E-mail kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

消食表第 130 号

令和 4 年 3 月 30 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（ 公 印 省 略 ）

「食品表示基準Q & A」の一部改正について

栄養成分表示等に係る分析方法の整理や遺伝子組換え表示制度に係る改正などを主な内容とする、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 21 号）が本日、公布されました。

また、令和 4 年 2 月に林野庁から要望があり、しいたけの原産地については、種菌を植え付けた場所（植菌地）とする見直しを行うこととします。

これに加え、令和 4 年 3 月 18 日に農林水産省とともに公表した「アサリの産地表示適正化のための対策」のうち原産地表示の規定に関して適用の厳格化、食品添加物不使用表示に関して表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示を取りまとめた「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の策定等を行います。

については、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり食品表示基準Q & A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。